

指名停止措置一覧（業務委託）

令和6年（2024年）4月1日現在

商号又は名称	代表者役職	代表者氏名	所在地	指名停止期間		事実の概要	措置理由
				(始)	(終)		
株式会社 インターネットイニシアティブ	代表取締役社長	勝 栄二郎	東京都千代田区富士見二丁目10番2号	令和5年 (2023年) 12月7日	令和6年 (2024年) 4月6日	令和5年（2023年）10月20日に開札した本市発注の「令和5年度（2023年度）熊本市情報ネットワークシステムテレワークサービス調達（長期継続契約）」に係る一般競争入札において、落札後、仕様書に適合する履行ができないことが判明したため、同年11月22日付で契約辞退届が提出されたもの。	本市発注の「令和5年度（2023年度）熊本市情報ネットワークシステムテレワークサービス調達（長期継続契約）」に係る一般競争入札において、落札後、正当な理由なく契約を締結しないことが、熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱第2条第1項別表第2第5項（契約辞退）に該当するため。
東洋工業 株式会社	代表取締役	本田 裕一朗	熊本市西区蓮台寺5丁目4番15号	令和6年 (2024年) 1月30日	令和6年 (2024年) 4月29日	本市発注の「都市計画事業 西部汚水11号幹線枝線外枝線下水道築造工事（2314工区）」（令和4年（2022年）6月28日契約）において、その責に帰すべき事由により、工期（令和5年（2023年）9月22日）内で完成することができず、令和6年（2024年）1月10日まで期間を要することとなった。	左記事実が、熊本市工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱第2条第1項別表第1第2の項（過失による祖雑工事等）及び別表第1第4の項（契約違反）に該当し、指名停止となった。このことが、熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱第2条第3項に該当するため。